

(案)

使用料等の適正化について

(中 間 答 申)

令和 5 年 8 月 18 日

羽村市使用料等審議会

使 用 料 等 の 適 正 化 に つ い て (中 間 答 申)

本審議会は、令和5年5月12日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、慎重に審議を進めてきたが、諮問された事項のうち一部のものについて一定の結論を得たので、ここに中間答申を行うものである。

令和5年8月18日

羽村市長 橋 本 弘 山 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会
会 長 金 子 憲
職務代理 田 村 義 明
委 員 市 野 明
伊 藤 大
太 田 知 子
小 島 昌 夫
志 田 保 夫
白 鳥 英 德
竹 内 潤 三
松 田 達 夫

(五 十 音 順)

目 次

はじめに -----	1
使用料等の適正化についての意見 -----	2
1 水道料金の適正化について -----	2
2 下水道使用料の適正化について -----	4
3 各施設使用料等の適正化について -----	6
(1) 手数料 -----	6
1 下水道工事店指定事務手数料 -----	6
2 都市計画証明手数料 -----	7
3 畜犬登録等手数料 -----	8
4 市政情報開示手数料 -----	9
5 その他証明書手数料 -----	10
(2) 使用料 -----	11
1 動物公園入園料の適正化について -----	11
2 動物公園駐車場使用料の適正化について -----	13
3 スイミングセンター使用料の適正化について -----	14
資料編 -----	17
1 審議会の開催経過 -----	19
2 使用料等の検討資料 -----	21

はじめに

本審議会は、市長から諮問された使用料等の適正化について、市から示された資料をもとに慎重に審議を進めてきた。

羽村市の現行使用料等については、令和元年度に設置された「羽村市使用料等審議会」の答申に基づき、消費税増税に伴う見直しなどを行い現在に至っている。

使用料等の適正化についての基本的な考え方は、行政サービスのコストを的確に把握し、公共施設等の維持管理や運営に要する経費について、その受益者に応分の負担を求めることであり、社会経済情勢の移り変わりと共に行政コストや市民ニーズが変化する中で、使用料等を適正化しないままにしておくことは、受益者負担の観点から適切ではない。また、長期にわたり見直しを行わないことにより、コストと使用料等との格差は拡大し、いざ改定を行う際には、改定率も高くなり、結果的に市民への影響が大きくなる恐れがある。

したがって、本審議会においては、行政コストの妥当性を検証しつつ、絶えず負担の適正化を見直していく必要があるものと考える。

以上のことを考え方の基本に据え、今回諮問された事項のうち、水道料金、下水道使用料については、今後も安定的かつ継続した事業運営を行うにあたり、適正な料金体系を設定する必要があること、また、動物公園入園料、スイミングセンター使用料については、両施設の指定管理者契約が令和5年度末に期限を迎えることから、本年度中に令和6年度以降の指定管理者の募集にあたり、適正な使用料を示す必要があることから、他の諮問事項に先駆けてこれらについて審議を行い、以上の4件を含む10件の使用料等について、一定の結論を得たので、ここに中間答申を行うものである。

使用料等の適正化についての意見

1 水道料金の適正化について

《結論》 現行料金について見直すことが適当であると考える。(平均改定率 9.27%)

なお、公営企業として、経営改善努力に鋭意取り組む必要がある。

(水道事業の現状と見通し)

水道料金については、平成 26 年 4 月に改定されて以来、9 年間にわたり据え置いたまま現在に至っている。現行の料金体系を東京都内で比較すると、昭島市に次ぐ 2 番目に廉価な料金設定である。

水道事業経営は、地方公営企業法第 3 条に「常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」と定められており、地方公共団体による経営努力を前提とした能率的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った料金収入を主たる財源として独立採算制により事業経営することとされている。

市から提供された資料によれば、市の人口は平成 22 年の 57,702 人から令和 4 年 4 月 1 日現在 54,514 人と約 3,200 人減少し、使用水量は平成 12 年度以降減少が続き、平成 12 年度から令和 4 年度までの約 20 年間で約 176 万 m³ 減少した。また、給水収益は、平成 26 年 4 月に料金改定を行い一時的に增加了が、人口と使用水量と比例する形で、給水収益も毎年約 600 万円程度の減少傾向にある。

こうした中、今後も安全で良質な水の安定供給を目指し、配水管の耐震化を施した管種替え工事のほか、浄水場や各配水場のポンプをはじめとする機器類の更新需要があり、主に企業債を活用していくとの方針であるが、令和 6 年度以降も毎年平均約 7 億円程度の資金不足が想定されているところである。また、現行料金で水道事業を継続した場合は、令和 8 年度以降に現金保有額に不足が生じ、水道施設の投資的工事等が実施できなくなるとともに、

地方公営企業法に基づく健全な事業経営ができなくなると見込まれている。

(料金適正化の検討)

水道事業の現状と今後の財政収支を見通すと、安全で良質な水を安定的に給水するためには、必要最低限の料金改定は避けられないものと考えられる。

財政収支における料金算定期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間で検討した結果、平均 9.27% 程度（消費税を除く）の改定を行わない限り、今後の経営が成り立たないものと見込まれるところであり、この改定により、今後 5 年間は一定の現金預金が確保できるものと見込まれる。

改定案を基に令和 3 年度の水道使用量により試算した結果、一般家庭の月額平均使用量（20 m³から 30 m³まで）における料金は、口径 13 mm、20mm、25 mm とともに、率にして 8% から 9.38% の引き上げとなっている。この料金改定が行われたとしても羽村市の水道料金は都内でも低い水準にあり、2 か月あたりの税込み料金を東京都の料金と比較しても、同口径で率にして 0.9% から 19.2% 安くなっている。

本審議会では、前述した水道事業の経営状況を鑑み、料金改定の必要性を認識し、改定案を妥当と認めるものである。

今回の料金改定案については、公営企業会計において現金保有額に不足が生じない必要最小限としたものであるが、漫然とこの料金改定を行うのではなく、経営努力はもとより、これから的人口減少社会において、施設を人口に合わせて小さくするなどの工夫も取り入れることを望むものである。

また、今後においても、財政の見通しをさらに精緻に分析して、健全な事業経営に努め、時機を失すことなく料金の適正化について定期的に見直しを図るべきであると考える。

2 下水道使用料の適正化について

《結論》 現行料金について見直すことが適当であると考える。(平均改定率 25.58%)

なお、公営企業として、経営改善努力に鋭意取り組む必要がある。

(下水道事業の現状と見通し)

下水道使用料については、平成 18 年 4 月に改定されて以来、17 年間にわたり据え置いたまま現在に至っている。現行の従量別単価を東京都内で比較すると、各使用量の区分で下から 4 から 6 番目にあたり、26 市平均、町村平均、市町村平均をいずれも下回る廉価な料金設定である。

下水道事業経営は、地方公営企業法第 3 条に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」と定められており、地方公共団体による経営努力を前提とした能率的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った料金収入を主たる財源として独立採算制により事業経営することとされている。

市から提供された資料によれば、使用水量は平成 12 年度以降減少が続き、平成 12 年度から令和 4 年度までの約 20 年間で約 188 万 m³ 減少した。また、使用料収入は、平成 18 年 4 月に料金改定を行い一時的に増加したが、平成 20 年度以降多少の増減の波はあるが、減少傾向にあり、平成 12 年度から令和 4 年度までの約 20 年間で約 2 億円減少した。

こうした中、現在使用している汚水管や雨水管の中で古いものでは法定耐用年数の 50 年に近づく 45 年を越える管がある。下水道施設の多くは高度経済成長期に整備されたもので、修繕や改修を行わない場合、令和 22 年度末には総延長 250 km のうち約 87% にあたる約 220 km が法定耐用年数を超えることとなり、長寿命化対策が喫緊の課題とされている。なお、令和 6 年度から令和 10 年度までの下水道施設の整備費用や維持管理費用は総額約 18 億円が見込まれている。

現行の下水道使用料により事業継続した場合は、損益勘定留保資金等の補

填により、現金保有額が令和 10 年度において約 2 億 4,000 万円確保できると推計しているが、事務費や維持管理費を賄っている収益的収支において赤字が計上され、地方公営企業法に基づく健全な事業経営ができなくなると見込まれている。

(料金適正化の検討)

改定案についての検討を行った結果、平均改定率は、25.58%（税抜き）となり、一般家庭において 2 か月で 40 m³ 使用した場合、1 か月平均で約 18%、約 400 円の影響額が見込まれている。

なお、基本使用料のみ対象となる世帯は、使用量 10 m³ から 8 m³ に対象の範囲を狭めるが、料金改定は行わないこととされている。

本審議会では、下水道事業の経営状況を鑑み、人口減少により当然に収入が減ることになり事業収益が悪化することが見込まれることに加え、施設の老朽化が進む中で災害対策の観点による更新経費がかかり、厳しい経営状況に直面すると考えているため、料金改定の必要性を認識し、改定案を妥当と認めるものである。

しかし、漫然とこの料金改定を行うのではなく、経営努力を進めることは当然として、各年度の収支決算を厳しく検証することを求めるとともに、滞納者への対策も公平性の観点からも厳正な措置を行い、徴収率を上げていき、市民が納得する方法で今後の料金改定を検討されることを望むものである。

3 各施設使用料等の適正化について

(1) 手数料

1 下水道工事店指定事務手数料の適正化について

《結論》 手数料は据え置くことが適当であると考える。

下水道工事店指定事務手数料については、平成 14 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市下水道条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、羽村市指定下水道工事店の指定等に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、指定工事店（新規）が 107.5%、指定工事店（更新）が 105.6%、責任技術者（新規）が 116.2%、責任技術者（更新）が 77.4% となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても概ね平均的な額となっていることから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

2 都市計画証明手数料の適正化について

《結論》 手数料は見直すことが適当であると考える。

都市計画証明手数料については、昭和 63 年 6 月に新規に設定され、現在に至っている。

本手数料は、土地の売買や建築確認の際に、用途地域や都市計画道路等の都市計画の内容を証明する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、12.9% となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、都内 26 市のうち特定行政庁 10 市を除く 16 市のうち、11 市において 300 円と設定されていることから、受益者負担割合も考慮し、本市においても同水準に手数料を改定することが適当であるとの結論に達した。

よって、現行手数料を見直すことが適当であると考える。

3 畜犬登録等手数料の適正化について

《結論》 手数料は据え置くことが適當であると考える。

畜犬登録等手数料については、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行に伴い、東京都から事務の権限移譲がされ、都内で同一金額に設定し、現在に至っている。

本手数料は、犬の登録や鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票交付や再交付に要する経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、犬の登録事務が 140.9%、犬の鑑札再交付が 127.2%、狂犬病予防注射済票交付が 113.6%、狂犬病予防注射済票再交付が 117.2% となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、都内で統一の手数料に設定した背景があり、他自治体においても見直しが行われていない現状から、本市においても手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適當であると考える。

4 市政情報開示手数料の適正化について

《結論》 手数料は据え置くことが適當であると考える。また、情報開示に係る印刷代については実費徴収することが適當と考える。

市政情報開示手数料については、平成 15 年 10 月に新規に設定され、現在に至っている。

本手数料は、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民による市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を推進することを目的とした経費として納入されるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、市民及び利害関係者等が 0.0%、市民以外が 1.3% となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、知る権利の濫用を防ぐことを目的として市民以外に手数料を設定しているもので、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

また、情報開示に伴い原本を全部ないし一部を複写する必要があることから、複写に要する経費について実費徴収することが適當であるとの結論に達した。

よって、現行手数料は据え置き、実費については徴収することが適當であると考える。

5 その他証明書手数料（行政区域の境界証明）の適正化について

《結論》 手数料は据え置くことが適當であると考える。

その他証明書手数料（行政区域の境界証明）手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市と隣接市町との行政区域の境界線について照明を発行に要する経費として納入されるものである。

平成 29 年度以降、本証明書の発行実績はない。

本手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても概ね平均的な額となっていることから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適當であると考える。

(2) 使用料

1 動物公園入園料の適正化について

《結論》 入園料を見直すことは適當と考えるが、制度設計については調整が必要である。

動物公園は、市民に憩いの場を提供し、また、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることを目的として昭和 53 年 5 月に開設した。平成 20 年 4 月からは指定管理者制度を導入し、株式会社横浜八景島が指定管理者として管理運営を行っている。

使用料については、令和元年度の使用料等審議会の答申に基づき、令和 2 年 4 月に改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて、令和元年度と令和 4 年度を比較すると、約 700 万円の増となっている。これは、人件費や光熱水費の増などとともに、令和 4 年度のコスト計算から建築物等の減価償却費を算入したことによるものである。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、65 歳以上 75 歳未満が 16.7%、15 歳以上 65 歳未満が 44.4%、小中学生が 11.1%、4 歳以上 15 歳未満が 5.6% となっている。

改定案では、料金区分を見直し、子ども、大人、シニアの 3 区分に変更し、子どもは 18 歳未満、大人は 18 歳以上 65 歳未満、シニアは 65 歳以上となり、料金は、子どもが 0 円、大人が 500 円、シニアが 250 円となる。これは、都立動物公園と比較すると、上野動物園と多摩動物公園よりも安く、井の頭文化公園よりは高いものであった。

本使用料については、財政的な観点から、子どもの料金を 0 円にすることが適正であるか判断することは難しく、また、シニアについては、75 歳以上が 0 円から 250 円に値上がりとなるため、激変緩和措置を講じるなど検討が必要との意見があった。

以上のような意見があり、本施設の使用料の適正化について検討した結

果、大人の入園料を引き上げることは適當だが、子どもとシニアの料金についても全体的な調整を行ったうえで改定することが必要との結論に達した。

2 動物公園駐車場使用料の適正化について

《結論》 使用料について現行使用料を据え置き、平日も徴収することが適當であると考える。

動物公園駐車場使用料については、平成 22 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本使用料については、令和元年度の使用料等審議会において、税込み料金を 100 円単位で引き上げることが適當であると答申を受けたが、300 円を維持することとした。

令和 4 年度のコストに対する利用者負担割合は、普通自動車が 111.5%、大型・中型自動車が 123.9% となっている。

改定案では、駐車場の管理を機械化し、土日祝日に加え、月曜日を除く平日も使用料を徴収するというものであった。

本使用料の適正化について検討した結果、機械化によりコストは増加するが、機械化は時代の流れでもあり、平日の使用料徴収についても適切であると考えられることから、料金は据え置きで、新たに平日に使用料を徴収するとの結論に達した。

3 スイミングセンター使用料の適正化について

《結論》 使用料について見直すことが適当であると考える。

スイミングセンターの貸切使用料については、令和元年度の使用料等審議会の答申に基づき令和 2 年 7 月に改定され、現在に至っている。また、市外利用者については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月から市外利用者の使用料が 1.5 倍に設定されている。

平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、現在は大和興産株式会社と特定非営利活動法人羽村市体育協会との企業連合体が管理運営を行っている。

施設は、プール、トレーニングルーム、スポーツサウナ、会議室から構成されており、温水プールという性格から光熱水費等の経費が極めて高く、市の公共施設の中でも高額なランニングコストが掛かっている施設の一つである。

直近 5 年間の施設の利用状況をみてみると、令和元年度から新型コロナウイルス感染症の大流行により、特に令和 2 年度と令和 3 年度はプールを閉鎖した時期もあり、大幅に利用者数は減少した。令和 4 年度は回復基調となつたが、終息が見えないコロナ禍において、平成 30 年度以前と比較し、貸切利用の利用人数は約 2 万人減の 26,817 人、個人利用は約 3 万人減の 74,255 人であった。

施設の管理運営コストについて平成 30 年度と令和 4 年度を比較すると、減価償却費約 2,800 万円を除き約 1,400 万円の増となっている。これは、光熱水費が約 1800 万円増加したことなどによるものである。

管理運営コストをプール（貸切利用、個人利用）、トレーニングルーム、スポーツサウナ、会議室といった施設区分別に見てみると、施設の面積按分により 1 日あたりのコストを算出する貸切利用施設（プール貸切、会議室）はコストが約 4 割増となった。利用人数で割りかえして 1 人あたりのコストを算出する個人利用施設（トレーニングルーム、スポーツサウナ）については、利用人数が減少したことでコストは増となっている。

平成 30 年度と令和 4 年度のコストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、10.3 ポイントの減となっている。

本施設の使用料について検討した結果、温水プールという施設の性質上、光熱水費などの経費が極めて高く、燃料費などの物価高騰により今後も高額なランニングコストが掛かることなどから、利用者負担割合をこれまでの負担割合相当である概ね 3 割程度になるよう見直すとの結論に達した。

ただし、スポーツサウナについては、その性質上嗜好性が高く受益者負担を求めることが適當と考えられることから、平成 30 年度の利用者負担割合と同程度とすることが妥当であるとの結論に達した。

資 料 編

1 審議会の開催経過

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第 1 回	令和 5 年 5 月 12 日 (金)	(1) 市長から審議会委員を委嘱 (2) 会長及び職務代理者の選出 (3) 審議会の傍聴の定めを決定 (4) 質問及び質問事項の内容説明 (5) 審議日程の調整 (6) 市の財政状況の説明 (7) 使用料等適正化のための基本方針について審議
第 2 回	令和 5 年 5 月 26 日 (金)	(1) 水道料金の適正化についての審議 (2) 下水道使用料の適正化についての審議
第 3 回	令和 5 年 6 月 9 日 (金)	(1) 下水道使用料の適正化についての審議 (2) 手数料の適正化についての審議
第 4 回	令和 5 年 7 月 28 日 (金)	(1) 手数料の適正化についての審議 (2) 使用料の適正化についての審議
第 5 回	令和 5 年 8 月 2 日 (水)	(1) 中間答申案について審議 (2) 使用料の適正化についての審議
中間答申	令和 5 年 8 月 18 日 (金)	(1) 中間答申書を市長に提出

2 使用料等の検討資料

- ・水道料金の適正化について
- ・下水道使用料の適正化について
- ・下水道工事店指定事務手数料【第3回資料1-1、1-2】
- ・都市計画証明手数料【第3回資料3】
- ・畜犬登録等手数料【第3回資料4】
- ・市政情報開示手数料【第4回資料1-1、1-2】
- ・その他証明書手数料【第4回資料2-1、2-2】
- ・動物公園入園料の適正化について【第4回資料3-1～3-3】
- ・動物公園駐車場使用料の適正化について【第4回資料4-1、4-2】
- ・スイミングセンター使用料の適正化について【第4回資料5-1～5-4】